



火災・救急件数（4月末日 現在）

◆火災	37 件	【前年比 +5 件】
◆救急	9,032 件	【前年比 -56 件】

令和7年4月1日採用



14名が新たに仲間入り



資機材取扱訓練

令和7年4月1日、新たに14名の職員が本市消防官として仲間に加わりました。新規採用職員は採用後約3週間、資機材の取り扱いや火災防ぎょに関する初任研修を行い、最終日には消防署長査閲で、研修の成果を堂々と披露しました。査閲後に行われた決意表明では、「救助隊になり、一人でも多くの人を助けたい」、「多くの人に感謝される救急隊になりたい」、「市民に憧れられる水難救助隊になりたい」等、力強い声で、希望に満ちた決意を表明してくれました。現在は、各所属に配属され、日々訓練を行い、現場活動に必要な知識・技術の習得に努めています。

今後の活躍に期待してください。



力強い決意表明

「小学生のための救命入門コース」を開催しました



こんなことを実施しました！

- ・AEDを使用した心肺蘇生法
- ・救急車見学
- ・救急車や消防車両と記念撮影
- ・修了者には「救命入門コース参加証」の発行



普通救命講習を受講できるのは中学生からですが、小学生のあなたでも身近にいる人の大切な命を救うためにできることがたくさんあります。

参加者のみなさんは「命を救う人になる」を目標に心肺蘇生法やAEDの使い方を一生懸命学習していました。

ぜひ、小学生を対象にした救命入門コースを受講してあなたの身近にいる人の大切な命を守りましょう。

次回開催は、8月を予定しています。



その他の救命講習会

講習の種類	講習目	時間
外傷応急手当講習	令和7年6月10日(火)	9:00～12:00
※普通救命講習Ⅰe(成人)	令和7年6月10日(火)	13:30～15:00
※普通救命講習Ⅲe(小児・乳児)	令和7年6月20日(金)	9:30～11:00
普通救命講習Ⅰ(成人)	令和7年6月20日(金)	13:30～16:00
普通救命講習Ⅰ(成人)	令和7年6月30日(月)	9:30～12:00

- 各講習の受付開始 令和7年5月19日(月) 9:00 から(受付中) 各回定員18名【定員に達している場合があります】
- 上記の※印の講習は、5月31日(土)までオンライン受付、6月2日(月)からは、電話で受付(定員に空きがある場合)
- 電話 047-333-2111 (音声ガイダンス2番 救急課)
- 【各講習は状況により中止となる場合があります。】



←講習会の日程や講習の内容などの詳細は
市公式Webサイトでご確認ください。



夏に備えて！ 今から始める

熱中症予防



真夏だけではありません！

皆さんは、熱中症が真夏の炎天下や運動中に起きるイメージを持っていませんか？

いいえ！ まだ身体が「暑さに慣れていない」初夏、つまり5月でも熱中症は起こるんです。

今の時期からウォーキングや入浴などで汗をかく習慣をつけ、身体を暑さに慣れさせましょう。

こんな時には
ためらわず 119番を



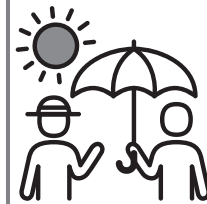
- 意識がない（反応がない）
- 呼吸がない（普段どおりの呼吸でない）

熱中症は皆さんが意識することで防ぐことができます。

正しい予防で夏を楽しく乗り切りましょう。



暑いときは無理せず
エアコン
を使いましょう



日傘や帽子を
活用しましょう



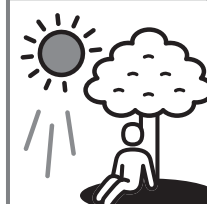
涼しい服で
過ごしましょう



しっかり
身体を
休めましょう



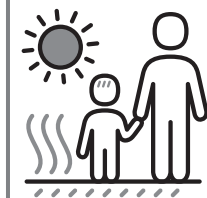
水分補給は
こまめに
とりましょう



直射日光を
避けましょう



塩分も
こまめに
とりましょう



まわりの人も
気にかけて
あげましょう

水の事故にご注意を！

これからの季節、海や川でレジャーを楽しむ方も多いのではないのでしょうか。

楽しみがある反面、自然は危険がいっぱいです。

ルールを守って楽しみましょう。

特に小さなお子さんは、絶対に一人で遊ばせないようにしましょう。

○遊泳禁止区域や立入禁止区域内など危険な場所には近づかない。

○体調が優れない時、お酒を飲んだ時は、水の中へ入らない。

○事前に天気予報を確認し、天候の変化や川の状態に注意しましょう。

※令和6年中に市川市内で15件の水難事故が発生しています。



令和7年4月1日より オンラインで受付可能な届出等 が増えました！

- 防火・防災管理者選任（解任）届出書
- 消防計画作成（変更）届出書
- 煙火打ち上げ・仕掛け届出書
- 水道断・減水届出書 など

届出種別、届出方法等の詳細については、
市公式 web サイトをご覧ください →



二次元コード

【住宅用火災警報器】 設置、点検、交換しましょう

設置

住宅用火災警報器は、警報音や音声で火災を知らせるもので、逃げ遅れなどを防ぐために大変有効なものです。本市では、条例で寝室、階段、台所などへの設置が定められています。台所は熱式、それ以外の場所は煙式の警報器を設置してください。

点検



ボタンを押す



ヒモを引く

点検用のボタンを押すタイプとひもを引くタイプがあります。簡単に点検できますので、いざという時にきちんと鳴るように、定期的に点検をしてください。

交換

点検して、良好に作動しない場合は、本体を交換してください。なお、電池の交換はできず、本体交換の目安は10年です。※新しい住宅用火災警報器に交換した際は、本体側面に設置年月日を油性ペン等で記入してください。交換時期の目安になります。

詳細は市公式 web サイトをご覧ください



二次元コード

問い合わせ先：市川市消防局
予防課 指導担当
TEL：047-333-2116